

横浜市小学校算数教育研究会 規約

第1章 名称及び会員

第1条 本会は、横浜市小学校算数教育研究会という。

第2条 本会は、本会の目的に賛同する横浜市立小学校教員、会長が認める教員をもって構成する。

第3条 本会の事務局は、会長在任項に置く。

第2章 目的及び事業

第4条 本会は、算数教育の発展に即応して、横浜市立学校における算数科の指導計画、指導法等に関する研究・調査ならびに研修を行い、本市児童の算数学習の向上を期し、あわせて算数教育の振興と充実をはかることを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 研究・研修・調査
- 2 講演会・研究発表会
- 3 研究成果の刊行
- 4 他の教育研究団体との連絡提携
- 5 その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 役員及び顧問等

第6条 本会に、次の役員を置く。役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、同一職は連続3年までとする。

- 1 会長：1名
- 2 副会長：4名
- 3 会計：2名
- 4 会務庶務：3名
- 5 研究庶務：3名
- 6 会計監査：2名

第7条 本会の役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長 本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは代行をする。
- 3 会計 本会の会計に関する事務を処理する。
- 4 会務担当庶務 本会の会務を処理する。
- 5 研究担当庶務 本会の研究の推進にあたる。
- 6 会計監査 本会の会計を監査する。

第8条 本会に顧問、相談委員、及び企画委員を置くことができる。

- 1 顧問は本会の現職小学校長の中から会長委嘱により決める。
- 2 相談委員は本会員の現職副校長の中から会長委嘱により決める。
- 3 企画委員は本会で役員を退任した教員の中から会長委嘱により決める。
- 4 顧問、相談委員及び企画委員は、本会の活動の活性化をはかるため、各区の研究活動及び各会員研究会・各専門委員会の研究推進の相談、指導にあたる。
- 5 会長は必要に応じて顧問、相談委員及び企画委員を招集し、本会活動への参画と推進を求める。

第4章 幹事

第9条 本会は、各区に7名以上の幹事を置く。

第10条 幹事の選出は、各区の会員の互選または推薦等によることとする。各区幹事は、区毎に区代表幹事及び区副代表幹事1名を選出して、会長へ報告する。

第11条 幹事の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、区代表幹事及び区副代表幹事は同一区において連続3年再任することができる。

第12条 区代表幹事及び幹事の任務は次の通りとする。

- 1 代表幹事は会長の諮問に応じ、本会活動の推進力となるとともに、算数教育の動向を把握のうえ当該算数教育研究の推進の中心となる。
- 2 副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事事故あるときは代行をする。
- 3 各区の幹事は各専門委員会に均衡よく属し、その活動の推進にあたるとともに、所属する区の算数教育研究推進のための中心として活動する。

第5章 会員研究会

第13条 本会に会員研究会を設ける。会員研究会は年度の計画に応じて部会を設置することができる。

- 1 各会員研究会には、部会長1名、副部会長3名を会長委嘱により置く。ただし、同一職は連続3年までとする。
- 2 各会員研究会会長は、担当する会員研究会の運営にあたるとともに、役員会に出席する。副部会長は部会長を補佐し、部会長事故あるときは代行をする。
- 3 各会員研究会は、第4条及び第5条の各項目に則して、事業の具体化と推進を図り、年度ごとに完結することを原則とする。
- 4 各会員研究会は、会員をもって構成する。

第6章 専門委員会

第14条 本会に、専門委員会として常任委員会と特別委員会を設ける。常任委員会及び特別委員会は各年度の研究計画に応じて、年度初めに組織を定める。

- 1 各専門委員会には、委員長1名、副委員長2名を会長委嘱により置く。ただし、同一職は連続3年までとする。
- 2 各専門委員長は、担当する専門委員会の運営にあたるとともに、必要に応じて役員会に出席する。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは代行をする。
- 3 各専門委員会は、第4条及び第5条の各項目に則して、事業の具体化と推進をはかり、年度ごとに完結することを原則とする。
- 4 各専門委員会は、幹事をもって構成する。

第7章 総会、指名委員会、役員会等

第15条 本会の総会は、会長が招集するものとし、毎年度はじめと年度末に開く。必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- 1 役員選出に関する事
- 2 予算決算の承認に関する事
- 3 事業計画の審議と承認に関する事
- 4 規約の改定に関する事
- 5 その他

第16条 本会の役員は指名委員会が推薦し総会で承認を受ける。

第17条 指名委員会は、顧問より1名、相談委員より1名、各区代表幹事をもって構成し、指名委員長1名、副委員長2名を互選する。

第18条 指名委員会は、被指名者と被指名者勤務校校長の同意を得る。

第19条 役員は役員及び会員研究部会長をもって構成する。必要に応じ専門委員長及び会長委嘱の人員を加えることができる。

第20条 役員会は、次のことを行う。

- 1 総会、企画会、正副専門委員長会、正副部会長会、正副代表幹事会、幹事会及び幹事研修会等に提出する原案を検討し作成する。
- 2 専門委員会、会員研究会、各区研究活動を支援し、助言する。
- 3 各組織の連絡及び調整にあたる。
- 4 本会の目的達成のための情報収集をする。
- 5 研究内規に基づき、必要な活動を執行する。
- 6 その他

第21条 企画会は、役員、企画委員をもって構成する。必要に応じ正副専門委員長、正副会員研究部会長、正副代表幹事、及び会長委嘱による人員を加えることができる。

第22条 企画会は、次のことを行う。

- 1 本会の目的達成のための必要な事業を執行する。
- 2 各専門委員会、会員研究会の研究活動を推進する。
- 3 総会より委任された事業を推進する。
- 4 その他

第23条 会長は会務及び事業活動の進行に応じて正副専門委員長会、正副部会長会、正副代表幹事会、幹事会及び幹事研修会等を開催する。

第24条 本会の諸会議は、議決を要する場合には、出席者の過半数の同意を必要とする。

第8章 会計

第25条 本会の経費は、次の収入をもってこれにあてる。

- 1 登録会員費
- 2 その他の収入

第26条 登録会員費は、会員より年度毎に決められた額を徴収することができる。

第9章 付則

第27条 本規約の改定は総会または臨時総会において行う。

第28条 本規約は、平成28年4月1日よりこれを実施する。